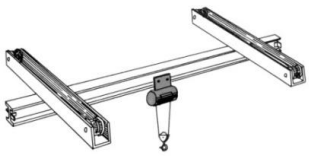

つり上げ荷重５トン未満
クレーン運転業務特別教育

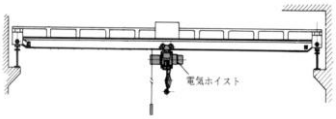

旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

つり上げ荷重**５トン未満**の、天井クレーン、床上操作式クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン等の運転業務に労働者を従事させる場合、その労働者に対して特別教育を実施しなければならないと定められております。

つきましては「クレーン取扱い業務等特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

（労働安全衛生法第 59 条第３項及び同規則第 36 条 15 号並びにクレーン等安全規則第 21 条第１項）

１．講習日程(２日間)

受講日		時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第２回	R7.8. 9(土)	学科： 9:00～16:40	旭川市工業技術センター (旭川市工業団地３条２丁目)	6/10～7/25	20 名
	R7.8.10(日)	学科： 9:00～12:10 実技:13:00～17:00			
第３回	R7.10.11(土)	学科： 9:00～16:40	旭川市工業技術センター (旭川市工業団地３条２丁目)	8/8～9/26	20 名
	R7.10.12(日)	学科： 9:00～12:10 実技:13:00～17:00			

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 講 習 料　会　員 ２２，２５０円　消費税 10%含
（内訳：受講料 20,570 円、テキスト代 1,680 円）
会員外 ２５，５５０円　消費税 10%含
（内訳：受講料 23,870 円、テキスト代 1,680 円）
※今年度より、受講料の支払方法は原則振込みとなります。
（申込書受理後、請求書を発行いたします）

3. 申込方法　受付期間内に、申込依頼書を当協会に提出して下さい。
※先着順に受付し、定員 20 名に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

4. 添付するもの　**写真１枚**(30 ミリ×24 ミリ)

5. 教育科目

学科	クレーンに関する知識	３時間
	原動機及び電気に関する知識	３時間
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	２時間
	関係法令	１時間
実技	クレーンの運転	３時間
	クレーンの運転のための合図	１時間

6. 修了証等　２日間の講習を修了した者に修了証を交付し、事業所に教育についての記録証明書を発行いたします。

7. 注意事項　欠席の場合、講習日前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

玉掛け技能講習開催予定 → R7.7.4～6　9.19～21

クレーン運転業務特別教育受講申込依頼書
（つり上げ荷重５トン未満）

写真
30 ㎜×24 ㎜ 裏面に氏名を記入して下さい

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。
氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。
(例)斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邉」、高橋の「高・髙」など

※印の欄は記入しないで下さい

受講日	／　～　／	※受講番号	

ふりがな		男・女	昭和・平成　年　月　日生
氏　名			
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記（ 希望する ・ 希望しない ）		
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入➡ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要		
住　所	〒　－　携帯(　－　－　)		

事業場名			
事業場所在地	〒　－		
連絡先	電話　－　－	FAX　－　－	
	担当者	担当者部署	
講習料支払方法	※今年度より原則振込となりますので、講習日の 10 日前までに納入願います。		

※会員区分	会　員	コード№. 205	講習料　２２，２５０円	※入金日
	非会員	コード№. 206	講習料　２５，５５０円	

年　月　日

旭川地方労働基準協会　行き
〒070-0043
旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●申込依頼書はコピーして使用いただけます。
当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会　検索